

第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

〔1〕 無線局の免許人があらかじめ総務大臣の許可を受けなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局を廃止しようとするとき。
- 2 無線従事者を選任しようとするとき。
- 3 無線設備の設置場所を変更しようとするとき。
- 4 無線局の運用を休止しようとするとき。

〔2〕 陸上移動業務の無線局（免許の有効期間が1年以内であるものを除く。）の再免許の申請は、どの期間内に行わなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 免許の有効期間満了前2箇月以上3箇月を超えない期間
- 2 免許の有効期間満了前2箇月まで
- 3 免許の有効期間満了前1箇月まで
- 4 免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間

〔3〕 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び安定度等
- 2 周波数の偏差、空中線電力の偏差等
- 3 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等
- 4 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等

〔4〕 無線従事者は、免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から何日以内にその免許証を総務大臣に返納しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 7日
- 2 10日
- 3 14日
- 4 30日

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の1,215MHz以上の周波数の電波を使用する無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができるのは、空中線電力何ワット以下のものか。次のうちから選べ。

- 1 10ワット
- 2 25ワット
- 3 100ワット
- 4 250ワット

〔6〕 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 通信室内の見やすい箇所に掲げる。
- 2 無線局に備え付ける。
- 3 通信室内に保管する。
- 4 携帯する。

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当しないものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 2 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 3 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

〔8〕 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局が必要のない無線通信を行っているとき。
- 2 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えているとき。
- 3 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局を運用しているとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないとき。

〔9〕 総務大臣から無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 電波法又は電波法に基づく命令に違反したとき。
- 2 免許証を失ったとき。
- 3 日本の国籍を有しない者となったとき。
- 4 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。

〔10〕 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
- 2 その無線局の免許人等にその旨を通知する。
- 3 その無線局の免許人等を告発する。
- 4 その無線局の電波の発射を停止させる。

〔11〕 無線局の免許状を1箇月以内に総務大臣に返納しなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局の運用の停止を命じられたとき。
- 2 無線局の免許がその効力を失ったとき。
- 3 免許状を破損し、又は汚したとき。
- 4 無線局の運用を休止したとき。

〔12〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 速やかに総務大臣の承認を受ける。
- 2 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 3 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 4 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。